

# 住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)について

## ◆前年度からの改正点

住民税を給与から特別徴収(天引き)されている方で、公的年金からの特別徴収(天引き)の対象とならない65歳未満の方は、本年4月の国の税制改正により、住民税全額を給与から特別徴収(天引き)することができるようになりました。

## よくあるご質問

### Q1 いつから始まった制度なの?

A1 平成20年度の国の税制改正により新たに創設されたもので、特定の市町村のみで行われているものではありません。昨年の10月支給分の公的年金から住民税の天引きが開始されました。

### Q2 対象者への通知は? また、天引きされる金額はどこに記載しているの?

A2 6月中旬に送付しました納税通知書に、制度の説明文と各支給月の年金から天引きされる税額のご案内をしています。前年分の公的年金にかかる部分の税額のみが年金から天引きされますので、

そのほかに所得のある方は、それぞれ別に納めていただくことになります。

### Q3 公的年金からの住民税天引きが中止となるのはどんなとき? また、中止された税額はどのようになるの?

A3 公的年金からの住民税天引きが中止されてしまうのは、死亡や転出など公的年金からの介護保険料の天引きが中止されたとき、住民税額や年金支給額に変更が生じたとき、そのほか年金支給元で天引きできない理由の生じたときなどです。天引き中止となった分の住民税額は、市から後ほど送付される納税通知書で納めていただくこととなります。

なお、年金支払者あてに市から天引き中止の通知をしてから、実際に天引きが止まるまでに制度上2カ月程度の期間を要するため、その間に天引きされた分の住民税は、年金支給月の翌月下旬以降に納付の確認ができ次第、順次還付の手続きをさせていただきます。

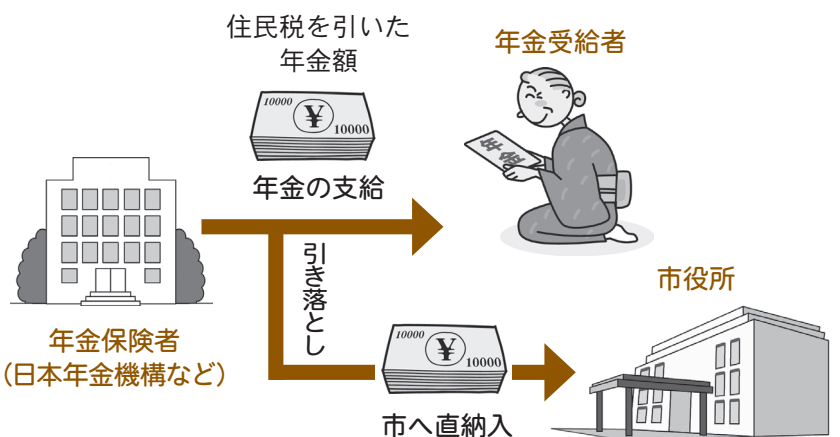
### Q4 現在、公的年金から住民税を天引きされていますが、『納税通知書4期分』が届いていて、そのほかに給与からの天引きもありませんが、すべて支払うのでしょうか?

A4 公的年金以外に所得のある方は、1年間に納めていただく住民税額を、それぞれの方法で別々に納めていただくこととなります。また、今年からこの制度の対象となる本年4月1日現在で65歳の方は、10月支給分の年金から天引き開始になります。住民税の1期(6月末納期)・2期(8月末納期)分が納税通知書での納付、そのほか年金以外に課税される所得のある方は、3期(10月末納期)・4期(平成23年1月末納期)分にも納税額がありますので、納め忘れないようお願いいたします。

なお、住民税などの口座引き落としの申し込みも随時受け付けていますので、詳しくは最寄りの金融機関窓口か市会計課までお尋ねください。

### Q5 年金支払月に年金支払者から送付される『年金支払通知書』に記載のある『個人住民税』とは「市・県民税」のことでしょうか?

A5 「個人住民税」とは、「市・県民税」のことであり、年金支払者が市区町村で全国的に通用する文言として「個人住民税」と表記しているようです。この制度により新たな税負担が生じるものではありません。



問い合わせ 市税務課 ☎内線1056~1059